

催事等開催時の 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

令和2年 6月16日
一部改訂 令和3年 8月20日
一部改訂 令和4年 4月 1日
一部改訂 令和4年11月17日

東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 趣旨

本ガイドラインは、催事等（オンラインを除く）を開催する際に実施しなければならない新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止のための対策を示すものである。

- ・催事等開催者は、施設管理者と十分な調整を図った上で、3つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の防止を対策の中心としながら、本ガイドラインに示す具体的な対策を徹底し、感染予防、感染拡大防止に遺漏なく取り組まなければならない。
- ・施設管理者は、催事等開催者の感染対策を確認の上で、施設の使用を許可しなければならない。

2. ガイドラインの対象

- ① 本学及び本学関連団体(学友会等)が学内外で開催する催事等
- ② 学外者が本学施設を使用して開催する催事等 ※各施設の貸出基準に適合するもの
(催事等例)
学会、研究会、講習会、講演会、公的試験、文化行事(演奏会等)等

3. 催事等の開催方式に関する注意

本学が開催する催事等及び学外者への施設貸出しにおいて、対面式での開催が可能となるのは、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」レベル1以下です。ただし、レベル2においても、本学が開催する催事等は、性質上対面式での実施を必要とし部局長の許可を得た場合、本ガイドラインに基づき対面式で実施できます。

4. 参考とした資料

本ガイドライン策定にあたっては以下の資料を参考とした。

※本資料の改定や新たな資料を得た場合等は必要に応じて本ガイドラインの改定を行う予定

<参考とした資料>

- ・宮城県「新型コロナウイルス感染症対策サイト」
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会）
- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症情報特設ページ」

5. 具体的な対策

催事等開催者が感染予防、感染拡大防止のために実施しなければならない具体的な対策		
事前準備	1	開催する催事等の責任者、担当区分を明確にする。
	2	催事等の参加者、スタッフの氏名及び緊急連絡先を事前に把握するなど感染発生に備え連絡体制を整備する。
	3	催事等を開催する都道府県の新型コロナウイルス感染症対策にかかるルールを確認し、手続き等が示されている場合は、所要の対応を行う。
	4	催事等の開催中及び開催後に参加者、スタッフの感染が発生した際、催事等が感染可能期間に含まれる場合の対処方法を決めておくとともに、参加者、スタッフへ事前に周知する。
	5	本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、スタッフ全員に周知する。
	6	会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認する。
	7	施設管理者と十分な調整を行った上で催事等当日の対策実施のための準備を遺漏なく行う。
催事等 当日	1	スタッフは必要最小限の人数とし、マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底する。
	2	スタッフは自宅で検温を行い、平熱よりも1度以上の熱がある場合、咳、咽頭痛、鼻汁などの風邪様症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の体調不良がある場合には自宅待機とする措置を行う。 また、スタッフが体調不良を生じた際に、申し出やすい環境を用意する。
	3	参加者の人数及び間隔は、催事等の種別に応じ以下のとおりとする。 ・催事等を開催する都道府県が要請する人数上限や収容率を超えないようにする。 （施設において使用人数の上限等を設定している場合はそのルールに従う。） ・参加者と参加者とが触れ合わない間隔を確保する。 ※吹奏楽、合唱等呼吸を伴う音楽系催事等の場合は、上記に加え以下の対応を行う。 ・演者と客席との間隔を最低5m確保する。 ・舞台、ステージ上の感染リスクが低減されるような演者間の距離を確保するなどの措置を講ずる。 （参考資料） 「感染予防・感染拡大防止に留意した東北大学百周年記念会館(川内萩ホール)の使用について」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/hagihall/facility/guidelines.html

催事等 当日	4	<p>開催案内等において参加者に事前に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平熱よりも1度以上の熱がある場合 ・咳、咽頭痛、鼻汁などの風邪様症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の体調不良がある場合 ・新型コロナウイルス感染症と診断され、国等が定める療養期間を経過していない場合 ・新型コロナウイルス感染症と診断された者と濃厚接触があり、国等が定める自宅等の待機期間を経過していない場合 ・国が定める入国後の自宅待機期間を経過していない場合 ・国が定める入国後の自宅待機期間を経過していない者と濃厚接触がある場合
	5	<p>会場の出入口等を開放し、参加者がドアノブに触れる機会をできるだけなくすようにする。</p>
	6	<p>会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行う。 （消毒方法例） 消毒用エタノール等適切な消毒液を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。</p>
	7	<p>不特定者との物品等の共有を制限する。（例：受付用筆記用具等）</p>
	8	<p>会場の出入口等に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。</p>
	9	<p>参加者へのマスク着用及び定期的な手洗い・手指消毒を促す。</p>
	10	<p>混雑防止のため、参加者の入場、退場等は座席エリアごとに時間差で行う。</p>
	11	<p>会場入り口や受付等の行列が生じる場所には、一定の間隔を空けるよう表示するなど、人が密集しない対策を講ずる。</p>
	12	<p>受付等の対面となる場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンによりスタッフと参加者の間を遮断するなど飛沫感染防止のための対策を講ずる。</p>
	13	<p>配布物は事前に机に置くなど、手渡しでの配布を行わない。</p>
	14	<p>屋内の催事等は、機械換気設備を備え、窓や出入口の開放が可能である会場において行う。 なお、窓や出入口の開放ができない施設については、機械換気設備により十分な換気が可能であることを専門業者等により確認ができた場合は会場とすることができる。 催事等開催中は、機械換気設備を常時稼働させるとともに、催事前後及び休憩中などに定期的に会場の換気を行う。 （推奨する換気方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気の流れを作るため、二方向の窓や出入口を常に開放する。 ・常に開放することが困難な場合は、30分に1回以上、窓を5分以上全開にする。
	15	<p>参加者が大声をだすこと、歌うこと、呼気が激しくなる運動を行うこと等を禁止とし、参加者へ周知する。</p>
	16	<p>催事等の間は、休憩中の対面での会話や参加者同士の接触は控えてもらうよう周知する。</p>

催事等 当日	17	長時間の催事等、食事をとる必要がある場合は、事前に施設管理者の許可を得て、感染防止対策を実施した飲食可能エリアで行う。それ以外の場所では、熱中症防止等のための飲料以外の飲食を除き自粛するよう参加者に周知する。（飲み終わったゴミは下記 No.22を参考に感染対策を講じた上で回収又は参加者による持ち帰り）
	18	トイレの利用に関し、以下の対策を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行う。 ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう掲示を行う。 ・トイレに入るための列は一定の間隔を空けるよう表示を行うことや十分な休憩時間を設けるなど、トイレ使用の混雑により人が密集しない対策を講ずる。 ・ハンドドライヤーは使用禁止とする。 ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は可能な限り清拭消毒を行う。（清拭消毒作業は、換気を充分に行いながらマスクと手袋を着用して行う。）
	19	会場エリア以外への立入りを禁止とし、参加者へ周知や掲示等を行う。
	20	建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。
	21	感染者又は感染が疑われる者が催事等期間中に発生した場合、以下の対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が発生した場合、参加者への健康観察等の注意喚起を行う。また施設管理者による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。 ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・必要に応じて、感染が疑われる者に対しコールセンターへの相談、又は医療機関の受診等の案内を行う。 <p>宮城県・仙台市コールセンター：022-398-9211</p>
	22	清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクや手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分する。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。）
催事等 終了後	1	催事等終了後は、使用したテーブルや椅子等の什器類、備品類、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施する。 （消毒方法例） 消毒用エタノール等適切な消毒液を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 ※備品等で本方法により難しい場合、消毒による拭き表面の劣化等が懸念される場合は施設管理者に相談
	2	感染対策の実施状況について不備がないか確認を行い、施設管理者に報告する。
	3	個人情報の保護の観点から名簿等の保管に十分な対策を講ずる。
	4	感染者が催事等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

- ・利用施設の使用ルールを確認し、施設管理者と十分な調整を図った上で本対策を実施してください。
- ・課外活動において催事等を開催する場合は、課外活動に関するガイドラインも確認してください。
- ・本ガイドラインにより難しい場合は、対策本部へご相談ください。